

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

〇〇〇〇氏が医師として勤務していた事実は公知の事実である。同人は、〇〇町で〇〇〇〇医院を経営していた。その後、死亡したことから、現時点において医籍がないことは明らかである。医籍を抹消するためには、抹消申請が必要であるから、それが誰からもなされないという事は有り得ないはずではないだろうか。

行政庁は、所在を確認したところ、対象者に係る文書は存在していない、と説明するが、抹消申請がなされないことが有り得ない以上、なぜ存在していないのか、条例では理由を明らかにすべきと明確に規定している以上、知事は、その理由を明らかにしなければならない。

存在していない、というが、知事は、存在しているべき文書が存在しない理由を明らかにしない。よって、なぜ存在しないのか、納得できないものがある。これでは、理由を明確にしているとはいいがたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書等において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

1 文書の所在確認

医籍登録抹消申請書が提出された場合には、原本を厚生労働省に進達し、その写しを実施機関において保存することになっている。保存されている平成20年度から平成24年度までの文書を確認したところ、当該申請書は存在しなかった。また、実施機関が任意で保存している平成19年度の受付簿を確認したところ、当該申請は確認できなかった。

なお、文書規程（昭和43年宮城県訓令甲第4号）第40条で文書の保存年限が定められており、当該文書は、文書規程第41条で定める文書の発送に関する諸帳簿に該当し、保存年限が5年とされている。

2 「医師等資格確認システム」及び抹消申請書の提出方法

厚生労働省の「医師等資格確認システム」で検索したところ、〇〇〇〇氏は表示されなかった。表示されないということは、いずれかの時点で抹消申請がなさ

れたか、又は、医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定に基づく2年に1度の届出を行っていないため、当該システムで検索できないことが考えられる。

医師法施行令（昭和28年政令第382号）第6条第1項では、医籍の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県を經由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないとされている。また、同条第2項では、医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、死亡又は失踪の届出義務者は、住所地の都道府県に医籍の登録の抹消を申請しなければならないとされている。しかし、実務上は、届出義務者の便宜を考慮し、住所地ではない都道府県にも申請書を提出することが可能である。

抹消申請がなされている場合は、上記により他の都道府県を經由して抹消申請書が提出された可能性が考えられる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る行政文書について

異議申立ての対象となった本件処分に係る行政文書は、〇〇町の〇〇〇〇医院に在籍していた〇〇〇〇医師の医籍登録抹消申請書（以下「本件行政文書」という。）である。

(2) 本件行政文書の不存在について

医籍とは、医師法第5条の規定により、厚生労働省に備える医師免許に関する事項が登録されたものである。医師法施行令第6条第1項では、「医籍の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県を經由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」と規定されている。また、同条第2項では、「医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224

号)による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、医籍の登録の抹消を申請しなければならない」と規定されている。

実施機関の説明によれば、厚生労働省の「医師等資格確認システム」では、〇〇〇〇氏は検索されなかったが、検索されなかったということは、いずれかの時点で抹消申請が出されたか、または、医師法第6条第3項の規定に基づく2年に1度の届出を行っていないため、当該システムで検索できないことが可能性として考えられるとのことである。この点について、当審査会において「医師等資格確認システム」を確認したところ、〇〇〇〇氏は検索されなかった。また、当該システムの留意事項には、医師法による2年に1度の届出を行っていない医師は検索できない旨の記載があることから、当該システムで検索されないことが、必ずしも医籍抹消申請がなされたことを意味するものではないことが認められる。

実施機関の説明によれば、医籍登録抹消申請書が提出された場合には、原本を厚生労働省に進達し、その写しを実施機関において保存することになっており、実施機関において保存されている平成20年度から平成24年度までの文書を確認したところ、本件行政文書は存在せず、さらに、任意で保存している平成19年度の受付簿を確認したところ、当該年度においても抹消申請があったことは確認できなかったとのことである。この点について、当審査会において当該文書及び受付簿を見分したところ、本件行政文書の存在及び当該申請のあったことは確認できなかった。また、当該文書は、文書規程に基づく文書分類表の「医務関係免許進達」に該当し、保存年限が5年と定められている。これらのことから、提出時期が平成19年度以降であれば、本件行政文書は提出されていないものと考えられ、また、提出時期が平成18年度以前であれば、仮に本件行政文書が提出されていたとしても、保存期間満了により既に廃棄されているものと考えられる。

また、上記のとおり、医師法施行令第6条第1項及び第2項の規定により、医籍の登録の抹消を申請するには、住所地の都道府県知事を経由して、申請書を厚生労働大臣に提出しなければならないが、医師が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者は、30日以内に、医籍の登録の抹消を申請しなければならないが、実施機関の説明によれば、実務上は、申請する者の便宜を考慮し、住所地ではない都道府県にも申請書を提出することが可能とのことである。このことから、抹消申請がなされている場合であっても、本県を経由せず他の都道府県を経由して抹消申請書が提出されるケースも可能性としてあり得ることが認められる。

以上のとおり、本件行政文書が不存在である理由には、そもそも抹消申請を行っていない場合、本県を経由して当該申請を行ったが保存期間満了により廃

棄された場合、及び他県を経由して当該申請を行った場合の3つが可能性として考えられ、いずれとも断定することはできない。しかし、いずれにしても本件行政文書が存在しないという点については、実施機関の説明に、特段不合理、不自然な点はなく、首肯し得るものと認められる。

3 結論

以上のとおり、実施機関が本件行政文書につき、これを保有していないとして不存在であるとした本件処分は、妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙1のとおりである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 6. 20	○ 諮問を受けた。(諮問第208号)
27. 6. 19 (第346回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 7. 16 (第347回審査会)	○ 事案の審議を行った。
27. 8. 24 (第348回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（平成27年9月14日現在）

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	